

○静岡県警察通信指令能力検定に関する訓令

(平成 22 年 3 月 5 日静岡県警察本部訓令第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、警察官の通信指令業務に関する能力（以下「通信指令能力」という。）の向上による職務執行力の強化及び通信指令業務に関する人材の育成を図るため、通信指令能力についての検定（以下「能力検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第 2 条 県本部に、静岡県警察通信指令能力検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成等)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には地域部長を、副委員長には県本部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）を、委員には県本部の地域課長、機動警ら課長、地域課管理官（次席を兼ねる者を除く。）及び通信指令官をもって充てる。

3 委員会の庶務は、県本部通信指令課（以下「通信指令課」という。）において行う。

(委員会の任務)

第 4 条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 能力検定の実施に関すること。
- (2) 能力検定の合格者（以下「合格者」という。）の決定に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めること。

(能力検定の種別等)

第 5 条 能力検定の種別は、初級及び上級とする。

2 能力検定の内容及び合格基準は、別表のとおりとする。

3 委員長は、県本部で実施する通信指令技能に係る競技会等における成績を考慮した上で、委員会が認めた者について、能力検定のうち実技検定の一部を免除することができる。

(能力検定の実施等)

第 6 条 委員会は、初級及び上級の能力検定を 1 年に 1 回以上実施するものとする。

2 能力検定の実施時期、場所その他必要な事項は、委員会が定める。

(能力検定の受検資格)

第 7 条 能力検定の受検資格は、次のとおりとする。

(1) 初級

県本部通信指令室若しくは署において通信指令業務に従事する者（執務時間外（休日（静岡県の休日を定める条例（平成元年県条例第 8 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）及び平日（休日以外の日をいう。）の午前 8 時 30

分から午後 5 時 15 分までの間以外の時間帯をいう。) に通信指令業務に従事する者を含む。) 又は所属長が推薦する者

(2) 上級

初級を取得後 1 年以上経過した者で、所属長が推薦するもの
(能力検定の受検手続)

第 8 条 所属長は、所属の警察官に能力検定を受検させるときは、通信指令能力検定(初級・上級)受検申請書(様式第 1 号)により、通信指令課長を経由して委員長に申請するものとする。

(実施結果の報告)

第 9 条 委員長は、能力検定を実施したときは、その結果を本部長に報告するものとする。

(合格通知)

第 10 条 委員長は、合格者について、所属長に通知するものとする。

(能力検定取得状況の管理)

第 11 条 通信指令課長は、通信指令能力検定の取得状況について、静岡県警察職員情報管理システムに登録するものとする。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 11 日県本部訓令第 20 号)

この訓令は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 24 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 17 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日県本部訓令第 24 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。